

自殺対策計画進捗確認シート

No.	実施内容	内容	担当課	令和2年度の実施計画	令和2年度 指標値	令和2年度 実績値	令和2年度実施状況	令和2年度 実施状況に関する担当課の評価	令和2年度 実績値	達成度(%)	
1	メンタルヘルス研修	住民からの相談に応じる市役所職員に対してメンタルヘルス研修を行い市民サービス及び職場のメンタルヘルス向上を図ります。	人事課	メンタルヘルス研修を実施予定としているが、コロナウイルス感染症による影響に伴い、実施手法や実施時期を調整中。	年間開催数	1回	ストレスチェックの結果を踏まえ、管理職を対象として、令和3年2月に外部講師によるメンタルヘルス研修を実施。	コロナウイルス感染症拡大防止のため、従来の集団方式での開催を避け、PC視聴型での実施となった。対応が管理職であったこともあって思うが、納期の都合が合せていく管理職としては、自分のスケジュールで受講できるのがとても好評だった。	1回	100%	
2	職員の健康管理事務	市民の相談に応じる職員の、心身の健康の維持増進を図るため、産業医の面談、保健師による相談窓口の設置、ストレスチェックを実施し飯塚市職員の健康管理を図ります。	人事課	職員総合健診：年1回 産業医面談：月2回 保健師相談：週1回	年間開催数	職員総合健診：年1回 産業医面談：月2回 保健師相談：週1回	職員総合健診、産業医及び保健師による健康相談、面談、ストレスチェックを実施。	昨年引き続き、産業医による健康相談に加え、保健師による相談を所でも行うことができた。職員の心身の健康のため、さらに相談しやすい環境を整える必要があると思われる。	職員総合健診：年1回 産業医面談：月2回 保健師相談：週1回	100%	
3	納付相談	病気が失業等やむを得ない理由で、滞納に至り期限内納付が困難な方に対して、納付相談を通じて生活していく上で無理のない納付計画を行い、必要に応じて関係する支援機関につなげる。 (市税・国庫健康保険納付相談) (国庫・市立健康保険納付相談) (水通料金納付相談) (市有地等賃付納付相談) (後期高齢者医療保険料納付相談) (住宅使用料納付相談) (住宅新築資金等納付相談) (介護保険料納付相談) (学校給費納付相談) (保育費等滞り金納付相談) (児童クラブ利用料納付相談)	税務課	病気が失業等の理由により市民の納付が困難な市民に対しては、納付相談を通じて納付計画を行い、必要に応じて関係する支援機関につなげる。	自殺防止対策としての指標化は困難	-	-	・電話や面談により生活状況や収入状況を聞き取り、分割による納付相談等を行った。 ・ファイナンシャルプランナーによる相談事業や他課の生活支援事業を案内した。	国庫徴収法、地方税法に基づいて適正な事務処理を行い、市税徴収率の向上に努めた。	-	-
			子育て支援課	相談者の意向や状況を尊重し、適切な納付指導を行う。	自殺防止対策としての指標化は困難	-	-	納付義務者の現状に応じて、長期的な分納計画の策定やボーナスでの一括払いなど、相談者の意向を汲み取り納付指導を行った。	相談者の意向や状況を尊重し、適切な納付指導を行うことができた。	-	-
			企業局	病気が失業等の理由により納付が困難な方に対して、納付相談を通じて納付計画を行い、必要に応じて関係する支援機関につなげる。	自殺防止対策としての指標化は困難	-	-	水通料金、下水道使用料の納付相談については、必要に応じて分割納付等の対応を行った。	飯塚市水道事業給水条例や飯塚市下水道条例に基づいて適正な事務処理を行い、水通料金と下水道使用料の徴収率向上に努めた。	-	-
			財産活用課	納付についての相談があった場合、無理のない納付方法を検討し、必要に応じて関係する支援機関につなげる。	相談回数についての指標化は困難である	-	-	令和2年度における賃料の納付に関する相談（生活困難）が1件あり、分納での対応を実施した。	分納に準ずる正当な理由があり、対応は適切であった。今後も、納付に関する相談があった場合は、無理のない納付方法を検討していく。	-	-
			医療保険課	後期高齢者医療の被保険者に対して、保険料を納期限内に納付するよう働きかけるため、市報や各被保険者向けのチラシを用い、保険料を期限内に納付するよう広報を行う。また、病気が失業、新型コロナウイルス感染症の影響で著しく収入が減少した等やむを得ない理由で、滞納に至り期限内納付が困難な方に対して、納付相談を通じて生活していくうえで無理のない納付計画を行い、必要に応じて関係する支援機関につなげる。	訪問及び電話等による保険料の納付勧奨	554	後期高齢者医療の被保険者が病気が失業等やむを得ない理由で、滞納に至り期限内納付が困難な場合は、生活状況の聞き取り等により分割納付等の対応を行った。必要に応じては、関係する支援機関への案内を行った。	相談者の意向や状況を尊重し、適切な納付指導を行うことができた。収入や生活状況の聞き取り等を行ったうえ、必要な場合には支援機関への案内につなげた。	768件	139%	
			住宅政策課	病気が失業等やむを得ない理由で、滞納に至り期限内納付が困難な方に対して、納付相談を通じて生活していく上で無理のない納付計画を作成する。	適切な相談窓口を紹介	明記が困難	納付相談において、やむを得ない事情で納付が困難な方については生活の中で無理のない範囲での分割納付の提案や、適切な相談窓口の紹介を行った。	納付が困難となった方の生活の中で、滞納分の住宅使用料等の支払いが過度な負担にならないよう分割納付金額を設定し、適切な納付指導を行うことができた。	-	-	
			高齢介護課	介護保険料の滞納に至った背景に、生活困窮や心身の病等があった場合には、少額からの分割納付の提案や、生活に合わせた適切な支援につなげる。また、必要に応じて適切な対応を行う。	納付困難者それぞれの立場や状況に応じた適切な対応をとる	納付困難者それぞれの立場や状況に応じた適切な対応をとる	介護保険料の滞納に至った背景に、生活困窮や心身の病等が見受けられた場合には、少額からの分割納付の提案や、必要に応じて関係する支援機関につなげる。また、必要に応じて適切な対応を行う。また、徴収業務に携わる会計年度任用職員より被保険者へ電話連絡を行った後、納付相談や訪問指導、集金等の対応を行った。	納付困難者それぞれの立場や状況に応じた適切な対応をとることができた。	-	-	
			学校給食課	昨年度に引き続き、納付が困難な方に対して、分納協約を交わし、滞りなく納付計画を立てていく。また、必要であれば就学援助の案内を行う。	指標化困難	-	納付が困難な方に対して、分納協約をかわして無理のない納付計画を立てた。また、就学援助を必要としている方に案内を行った。	未（滞）納者の状況に応じて、無理のない納付計画を立てることができた。また、支払いを怠る例もあるため、より慎重な状況確認を行う必要がある。	-	-	
			教育総務課	返還者からの納付相談に対し、生活していく上で無理のない納付計画を立てるとともに、必要に応じて関係する支援機関につなげる。	相談の有無は返還者からの申し出によるため、指標化は困難である	-	返還者との折衝の際は、生活していく上で無理のない納付計画とするため、分割納付を勧めることや必要に応じて猶予を認めたこと等により、返還者への圧迫感を低減してきた。	返還滞納者への連絡を密にし、相談しやすい環境を作る必要がある。	-	-	
学校教育課	やむを得ない事情により納付が困難な方に対し、納付相談を通じて無理のない納付計画を行う。また、必要に応じて関係する支援機関につなげる。	相談件数	1件	やむを得ない事情により利用料の納付が困難な方に対し、納付相談を通じて無理のない納付計画を行った。	-	-	病気がコロナの影響による失業等、やむを得ない事情により利用料の納付が困難な方に対し、納付相談を通じて無理のない納付計画を立てることができた。引き続き、必要に応じて関係機関と連携をとり、対応する。	5件	100%		
4	人権啓発事業	広く人権に関する理解を深めるため、人権に関する啓発・広報活動を行う際に自殺対策の啓発も行います。	人権・同和政策課	イヅココミュニティセンター内の人権・同和啓発コーナーで、自殺防止に関する内容を含んだ子ども人権問題（いじめ問題）のパネル展示による啓発活動を年間2回行う。	啓発回数	2回	イヅココミュニティセンター内の人権・同和啓発コーナーにおいて、4月～6月2月～3月の期間で子どもの人権問題としていじめ問題をテーマに自殺防止等のパネル展示による啓発活動を行う。	「小1プロブレムや中1ギャップ等が大きな問題となっている進学や受験の時期に合わせて、いじめや自殺防止、特にSNS上での人権侵害の現状などに焦点を当て、子どもの人権問題に関する啓発活動を行うことができた。	2回	100%	
5	男女共同参画推進情報・啓発事業	男女共同参画の啓発・広報活動において自殺に関する情報を取り上げること等により、市民への普及を図ります。	男女共同参画推進課	速やかに情報提供するとともに、自殺が多い時期等には追加で啓発する場所に配慮するなどさらに工夫をする。	情報提供回数	3回	福岡県弁護士会等関係機関の相談窓口や自殺に関する講演会などの情報を市民へ提供し、啓発を実施した。	男女共同参画推進センター（サンクス）において、関係機関からの情報提供は確実に行えた。	2回	66%	
6	女性相談事業	家庭や生活上の各種相談を女性の弁護士・相談員による面談形式で実施し、問題解決を図ります。	男女共同参画推進課	相談事業の対象者である市民や当事者へ事業を周知するため、さらなる新規の広報場所を確保する。	法律相談・一般相談年間受付件数	各50件	相談事業の自治会全戸配付を行い、市民への周知を図った。サンクス相談室には、法律相談48件、一般相談34件、職場の悩み相談1件、就業支援相談0件の相談があった。	サンクス相談事業の自治会全戸配付を実施した。コロナウイルス感染症の影響により、相談件数が昨年より減少しているが、一定の効果は得られた。また当該の女性相談事業対象ではない相談については、関係機関へつなぐことができた。	法律相談48件 一般相談34件	法律相談96% 一般相談68%	
7	飯塚市いのちを支える自殺対策推進委員会	庁内横断的な連携体制を整え、自殺対策を総合的に推進するために、計画の決定及び変更を行います。計画策定後は、諸施策の調整や連携を行い、計画の進捗状況を管理します。	健康保護課	令和2年度以降は計画の実施期間へと移行するため、主に進捗管理を行うこととなる。全部署の職員それぞれを集めての会議が困難であるため、書面決議など方法を凝らして、全庁の意識共有を図りたい。	年間開催数	1回	全部署の職員それぞれを集めての会議を開くことはできなかったが、自殺対策事業を行っている各部署の職員それぞれに対し、電話でのまきとりやメールを用いて個別でヒアリングを行い、円滑な進捗管理を行った。	コロナ禍であり、全部署の職員それぞれを集めての会議を開くまでには至らなかったが進捗管理を行うことの情報共有を図ることができた。	1回	100%	
8	飯塚市健康づくり・食育推進協議会	保健、医療、福祉、職域、教育等の関係機関で構成される協議会で、地域全体での心の健康づくりとともに自殺対策の取り組みについて協議を行います。	健康保護課	令和2年度においては、飯塚市健康づくり計画、および飯塚市自殺対策計画の進捗管理を行っていく必要がある。コロナウイルス感染症の影響で、一堂に会しての会議は困難であるが、書面決議など方法を凝らして、協議を図りたい。	年間開催数	2回	コロナウイルス感染症の影響で、一堂に会しての会議は困難であるが、書面決議により令和元年度飯塚市健康づくり計画、および飯塚市自殺対策計画の進捗管理を実施した。	コロナ禍であり、委員それぞれを集めての会議を開くまでには至らなかったが書面決議において進捗管理を行うことで委員全員に承認いただくことができた。	1回	50%	
9	自殺対策研修会	福岡県精神保健センターが実施する「自殺対策研修会」に市職員が参加し、地域における自殺対策に携わる職員の資質向上を図ります。	健康保護課	前年度に続き、県の開催する令和元年度自殺対策研修会および関連研修へ参加する。	研修参加回数	2回以上	県の主催する自殺対策研修会に2回参加した。	研修会に参加することにより、自殺対策に関する知識を深めることができた。	2回	100%	
10	市民向けゲートキーパー養成事業	住民の異変に気づき、必要時には適切な専門機関へつなぐ等、地域のゲートキーパーとしての役割を担ってもらえるよう、市民に対して自殺対策に関する研修を実施します。	健康保護課	これまでゲートキーパー研修は職員向けにしか行っていたが、幅広い方々にゲートキーパーとしての役割を担ってもらえるように市民向けのゲートキーパー研修を行う。	年間開催数	1回	開催数0回	コロナウイルス感染症の影響で、実施できなかった。	0回	0%	
11	自殺予防週間、自殺対策強化月間の啓発事業	相談窓口や自殺防止のための対応方法等を啓発、周知することで市民一人ひとりの気づきを促し、自殺防止につなげる。	健康保護課	コロナウイルス感染症の影響でイベントが行えない状況が続くが、本庁や各支所などの窓口チラシを設置することで周知を図りたい。	チラシ等配布枚数	100枚	本庁や各支所などの窓口チラシ・ポスターを設置した。9月の自殺予防週間では、広報において特集ページを掲載した。	チラシやポスター、広報掲載などにより自殺予防の啓発ができた。	100枚	100%	
12	各種健康啓発事業を活用した自殺予防啓発事業	市民の方を対象とした健康啓発事業を実施するなかで、メンタルヘルスに関する知識についてチラシを配布し、啓発に努めます。	健康保護課	1クール2回を2クール実施	開催回数	6回	「血管若返り教室」においてメンタルヘルスに関する知識について啓発をした。事業が2クール実施予定であったが、コロナ感染防止のため1クール中止となった。	生活習慣と疾患の関連について正しい知識の普及を行うとともにメンタルヘルスについて啓発することができた。	2回	50%	
13	健康づくり講演会における啓発事業	市民の健康づくりに関する講演会を実施する際に、心の健康づくりに関するチラシ等を配布します。	健康保護課	令和2年11月に口腔についてのテーマを講演会開催する。市報・ホームページへの掲載、保健事業でのチラシの配布など同日に血管年齢測定・骨密度測定・脳年齢測定を開催する。	開催回数	1回	市民を対象に、「お口のエクササイズで!!!お口の健康度アップ」をテーマに講演を開催する。市報・ホームページへの掲載、保健事業でのチラシの配布（主にがん検診）にて周知。また同日に血管年齢測定・骨密度測定・脳年齢測定を開催する。	肌年齢、脳年齢、骨密度測定及び講演会に34の方が参加する。	1回	100%	
14	健康に関する出前講座	身体や心の健康について、依頼のあった団体へ集団指導を行い、うつ病や心の健康についての普及を図ります。	健康保護課	一般健康啓発（生活習慣病予防）を実施する際に、パンフレット等を配布し心健康についても講話を行う。	一般健康啓発受講者数	3800人	市内に住所を有する40～64歳を対象に、保健師、栄養士、運動指導員などが健康に関する指導及び助言を行う。	一般健康啓発110回実施する。	270人	14%	
15	みんなの健康・福祉のつどい	子ども、高齢者、障がい者、ボランティアをはじめ、多くの住民や福祉施設、関係団体等の参加のもとに、多様な催しを通して相互交流するなかで、健康保護課の健康づくりコーナーにおいて自殺予防啓発チラシを配布します。	健康保護課	「みんなの健康・福祉のつどい」にて保健センターが主催するブースにて、パンフレット配布・ポスター掲示等の自殺予防啓発を行う。	保健センター入場者数	500人	みんなの健康・福祉のつどい中止に伴い実施なし	みんなの健康・福祉のつどい中止に伴い実施なし	-	-	
16	子育て世代包括支援センター事業	母子手帳交付時から妊産婦・乳幼児の情報を把握して、産後うつや子育てに関する相談に応じる必要な情報提供や助言を行います。また、必要に応じて保健・福祉など関係機関と連携をとりながら、良好な生育環境の実現を調整しています。	健康保護課	夫の慣りが悪い、実家が遠方、実家との関係が希薄など、産後や育児の協力が得にくい状況で、不安や疲れを持っている母親も少なくない。孤立した中で不安を抱えた育児は産後のリスクを含んでいるため、産後間もない期間にはより専門的な手厚い支援ができるような事業の実施。	支援の必要妊産婦の把握数	120	母子手帳交付時から妊婦の今の家族背景、既往歴、支援の有無、妊娠に対する気持ちや情報を収集し、支援が必要な家庭には、家庭児童相談員とともに妊産婦から訪問している。また、産後ケア事業を開始し、育児不安のある方には産後すぐに対応できる体制を設けた。	産後ケア事業を開始したことにより、産後で育児能力等が低下した母親には声をかけてもらえ、サポートやケアなどを利用している。「安心感をもって育児ができる」「仕事を続けやすくなった」など、アンケート結果からも満足度は82%と高かった。	99	100%	
17	各種健康相談	食生活の改善や運動不足の解消など健康管理についての健康相談に対応し、健康的な生活習慣に関する知識の普及に努めます。アルコール、薬物、不意状、ひきこもりなど、専門的な相談が必要な場合は、福岡県精神保健福祉センターが実施する専門相談「アルコール・薬物相談」「思春期精神保健相談」などへつなげます。	健康保護課	保健師・管理栄養士・運動指導員によって健康に関する指導及び助言を行う中で、こころの健康についても知識、啓発の普及を行う。	総合健康相談数	4,000人	市内に住所を有する40～64歳を対象に、保健師、栄養士、運動指導員などが健康に関する指導及び助言を行うなかで、必要時、ストレスへの対応方法、自殺予防啓発を行った。	個別の相談会なので、身体に関することのみではなく、日常生活の上でのストレスや心身の問題等の相談を受けることもできた。	1338人	30%	
18	母子健康手帳交付・妊婦健康診査	母子健康手帳交付時のアンケートや妊娠中の電話・訪問等により妊婦の心身の状態を把握することで、産後うつなど支援を必要とする対象者を早期発見し、その後の支援につなげる。	健康保護課	【母子手帳交付】 妊娠届出書を出した妊婦または妊娠届出書を出した家庭に対して、母子健康手帳を交付し、妊娠・出産・乳幼児期の発育や健康の記録を行うことにより、母子の健康を管理に役立てる。また、母子手帳交付時にサポート体制など働き取り、必要な支援に繋げ、母子の安全な健康づくりを促進する。 妊婦の状況を聞き取るうえで様々なリスクを抱える特定妊婦をより細やかに把握、管理し、スタッフ間で統一した情報共有し支援を行う。 【妊婦健康診査】 妊婦健康診査受診者数 妊婦健康診査受診者数 妊婦健康診査受診者数 妊婦健康診査受診者数 妊婦健康診査受診者数	母子手帳交付数 母子手帳交付数 母子手帳交付数 母子手帳交付数 母子手帳交付数	母子手帳の交付数：932冊 コロナウイルス感染症の影響が例年より減少している。 妊婦健康診査受診者数：1480人 妊婦健康診査受診者数：11481枚 妊婦健康診査受診者数：1700人 妊婦健康診査受診者数：13000枚	母子手帳交付時にすべての妊婦と個別面談することで、妊婦の生活状況を聞き取り、様々なリスクを抱える特定妊婦をより細やかに把握、管理し、スタッフ間で統一した情報を共有し支援を行った。また、妊娠届出時に妊婦健康診査の補助券を交付することで妊婦の負担を軽減し、医師会や助産師等に委託することで妊婦の希望する施設で定期的な妊婦健康診査を受けることができ、妊婦の異常の予防や早期発見につなげることができた。	【母子手帳交付】 母子手帳交付数 母子手帳交付数 妊婦健康診査受診者数 妊婦健康診査受診者数 妊婦健康診査受診者数 妊婦健康診査受診者数	92冊 11481枚 1480人 13000枚	86%	
19	新生児等訪問・乳幼児健診・育児相談	乳幼児健診や相談・訪問等により、母子等の状態を把握するとともに、必要に応じてエビバラ（産後うつ）質問票等の活用、産婦人科等医療機関との情報連携により、産後うつ等の早期発見に努め、育児の不安や悩みに対応することにより心のケアの支援につなげる。	健康保護課	新生児及び乳児297人、幼児153人、妊産婦300人の家庭訪問を実施する。身体測定や発達状況の確認を行う。また育児不安を抱える母親に働きかけ育児支援を行う。他機関と連携し訪問以外（保育園での見守り等）での対応の強化する。 乳幼児健診を年間9回実施する。乳幼児の成長・発達を診て疾病等の早期発見、早期対応に努める。また、保健・栄養相談を行い生活習慣の自立や健康の維持増進、身体的・精神的・社会的に健やかに成長できるようにサポートを行い、育児不安やストレスの軽減を図る。健診スタッフの配置や健診の対応方法を再検討し、健診の円滑な実施、受診者の負担をより軽減できるよう努める。	育児にくさを感じた対象者の割合	90%	家庭訪問数：新生児及び乳児274人、幼児134人、妊産婦267人 乳幼児健診は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため集団健診ではなく個別健診で対応。妊婦健康診査受診者数：4か月児健診926人、6か月児健診925人、1歳6か月児健診808人、3歳児健診906人 育児相談：通常の育児相談もコロナ禍で10回中止。オンライン相談開始 相談者数：通常育児相談135人、オンライン相談4人	コロナウイルス感染症の流行拡大に伴う緊急事態宣言などの影響により、延期や電話での面談など支援方法の選択を増やしながら、緊急時や状況から個別対応を継続した。外出自粛により医師会や産後ケアセンターを支援する機会が減少したものの、支援の対象へ切れ目なく相談支援を行った。訪問は、産後ケアなど新規事業やスタートアップリサーチなど専門的な支援ができるように他機関との連携につながった。乳幼児健診は、個別健診になり直接面談する機会がなくなったが、そのために支援方法を両用しながら訪問のニーズに合わせた支援につなげた。育児相談については、通常の育児相談とオンライン相談で対応実施し、どこからでも相談できるようになり、里帰り先からの利用などニーズに応じた対応につなげた。	81.40%	90%	

No.	実施内容	内容	担当課	令和2年度の実施計画	令和2年度 指標値	令和2年度 実績値	令和2年度実施状況	令和2年度 実施状況に関する担当課の評価	令和2年度 実績値	達成度(%)
20	言語相談・心理相談・運動相談・医師相談	障がいや発達の違いなど支援を必要とする保護者の相談を行います。また、育てにくさを感じる保護者に寄り添い、関わり方や特性を理解することで、育児疲れや負担の軽減を図ります。	健康保健課	就学前の子どものうち発達面に支援に必要な児の保護者や養育者に対し、相談の場を提供する。 個別相談150回、育成指導事業（集団）7回、巡回相談36回を実施する。	個別相談の実施延べ件数540件 育成指導事業（集団）の参加延べ件数55件	個別相談の実施回数：147回 育成指導事業（集団）の実施回数：7回 巡回相談実施延べ回数：75回	個別相談の実施回数：147回 育成指導事業（集団）の実施回数：7回 巡回相談実施延べ回数：75回	コロナウイルス感染症の流行拡大に伴う緊急事態宣言などの影響により、事業の縮小や延期・中止を余儀なくされることがありながらも、優先度の高いお子さんらに必要なるフォローに繋げることができた。	個別相談の実施延べ件数：560件 育成指導事業（集団）の参加延べ件数：31件 巡回相談の実施延べ件数：1185件	78%
21	自殺未遂者支援研修	福岡県福祉・精神保健福祉業務所などが実施する自殺未遂者支援研修を職員が参加し、自殺未遂者へのかわり等について理解を深めます。	健康保健課	令和2年度も引き続き、研修に参加するが、毎回同じ職員が参加するのではなく、担当でない職員にも参加してもらい、多くの職員が理解を深めるよう推進する。	年間参加回数	1回以上	コロナ禍により開催中止	コロナ禍により開催中止	-	-
22	自死遺族に対する相談窓口の周知	福岡県精神保健福祉センターが実施する遺族を対象にした相談窓口を市民に周知します。	健康保健課	前年度に続き、保健センターに相談に来られた自死遺族、およびその関係者に対し、福岡県精神保健福祉センターが実施する自死遺族の相談に案内、周知し、適切な対応を図る。	指標化困難	-	本庁および各支所の窓口で自死遺族のための法律相談パンフレットを設置し、相談窓口の周知に努めた。	自死遺族に向けた相談窓口は複数存在するため、内容に応じて適切に案内を行う必要がある。	-	-
23	各種健（検）診事業	特定健診やがん検診等を受診し、要精密検査になった方については、医療機関において検査を受診していただくよう動員し、必要な場合には専門機関による支援につなげる。	健康保健課	国民健康保険加入者対象の特定健康診査や19歳から39歳までの市民を対象とした若年者健診との同時開催を年間36回、協会けんぽと共催でがん検診を6回、市内各所で実施する。また検診車の打ち出し等を検診機に依頼し、待ち時間の短縮や記載漏れ等をなくし受診しやすい環境づくりに努め、受診者の増加を図る。 また、40歳、50歳、60歳を対象に動員通知を行う。	がん検診精密受診率 平均 85% (2020年度報告)	がん検診精密受診率 平均 85% (2020年度報告)	コロナウイルス感染症による緊急事態宣言により集団検診の実施回数が減少したが、がん検診と特定健診・若年者健診の同時開催を年間35回、協会けんぽと共催のがん検診を5回市内各所で実施した。 コロナ対策のため、受付時間を30分短縮し、待ち時間の短縮を図り受診しやすい環境づくりに努めた。 40歳、50歳、60歳を対象に動員通知を行った。 また、精密検査未受診者に対して、受診動員通知の送付や訪問を行い、受診動員を行った。	がん検診の実施回数の減少により、受診者は減少した。精密検査未受診者への受診動員により、精密検査受診率が目標値を上回る事ができた。	平均 88.1% (2021年度報告)	100%
24	市民への広報事業	市民が地域の情報を知る上で最も身近な媒体であるホームページや広報等を活用し、自殺対策の啓発として、相談窓口や事業等の周知を行います。	健康保健課 情報政策課	広報掲載 1回/年 ホームページ更新 1回/年 庁舎内 ポスター・パンフレット掲示	広報掲載回数・ホームページ更新回数	広報掲載 1回/年 ホームページ更新 1回/年	広報いづかにおいては、「飯塚市自殺対策計画」と「自殺予防週間」の特集集を掲載した。ホームページでは、広報いづかのWeb版を掲載するとともに「飯塚市自殺対策計画」のページ更新を行った。	「飯塚市自殺対策計画」及び「自殺予防週間」を広報誌及びホームページにて掲載することで広く周知することができた。	4	100%
25	職員向けゲートキーパー養成事業	住民の集まるに気づき、必要時には適切な専門機関へつながる。飯塚市役所職員が地域のゲートキーパーとしての役割を担ってもらえるよう、職員に対して自殺対策に関する研修を実施します。	健康保健課	新規採用職員及び一般市民を対象としたゲートキーパー養成研修会を実施	年間開催数	2回	新規採用職員を対象としたゲートキーパー養成研修会を実施	新規採用職員にゲートキーパー「自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなぐ、見守る）の役割について知ってもらうことができた。	1回	50%
26	消費生活センター事業	消費生活上の問題を抱える人の中には生活苦から自殺リスクにつながる可能性がある人もあるため、消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている問題を把握し、関係機関と連携し問題解決を図ります。	地域振興課	消費生活上の問題を抱える市民に、関係機関と連携した相談事業を実施する。	年間相談者数	1,300人	消費生活上の問題を抱える市民に相談事業を実施した。	多くの相談事業が寄せられ、問題解決につながる支援を行うことができた。	1277	98%
27	無料法律相談事業	福岡県弁護士会法律相談センター及び飯塚市役所本庁舎にて無料法律相談事業を実施し、法律問題で悩む市民に対して専門家への相談機会を提供します。	地域振興課	法律問題を抱える市民に相談事業を実施する。	年間相談者数	500人	法律問題を抱える市民に相談事業を実施した。	多くの相談事業が寄せられ、問題解決につながる支援を行うことができた。	527	105%
28	重複受診者訪問指導	医療機関を頻回・重複受診する方に対して、訪問指導することで、日々の生活や心身の健康面で不安や問題をいち早く察知し、関係機関の支援につなげます。	医療保険課	医療機関へ頻回又は重複受診している国保被保険者（重複・多剤投与者）に対して、適正受診の指導や健康相談等を実施する。（国保委託事業）	訪問回数	76回	国保への委託事業として、医療機関へ頻回又は重複受診している、60歳～74歳の国保被保険者に対して、専門の保健師等が適正受診のための指導や助言及び健康状態に応じた生活指導等を行うことにより、当該被保険者の受診行動の改善及び疾病の早期回復に関する支援を行った。 また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、今までは訪問回数2人2回行っていたが、1人1回とし訪問人数を38人から47人へ訪問人数を増やす対応を行った。	国保への委託事業として、対象者の選定から事業計画の策定、更には専門保健師等による対象者への訪問指導が実施できており、対象者の健康不安等の解消に役立っている。	47回	62%
29	飯塚市高齢者等ふれあい訪問収集事業	独力でのゴミ出しが困難な高齢者および障がい者に対して、戸別訪問を行い、ごみ出し支援をすることで心身の負担軽減を図ります。	環境対策課	ごみ出し支援と安否確認を適正に行う。また、サービスの周知のため関係団体等での説明会を実施する。	収集実施世帯数	300	令和3年度3月末時点で総申請数は299件、廃止数97件、実施数202件となっている。	利用者は非常に喜ばれており、ごみ出し支援と安否確認が適正に行われている。	202	67.33%
30	求職者支援事業	就労支援は、それ自身が重要な生きる支援になり、就労に関わる問題だけでなく、心の悩みを抱えた方々にも対応し、解決に向けての支援を行います。	商工観光課	市内各求職者施設との情報交換をいっしょに、より多くの求職者に就業プラチナを活用してもらえよう施設の周知・広報をすすめる。	若年者の就職者数	55名	若年者を安定的な職業へ導くために、キャリアコンサルタントによる就職相談窓口を県と共同で、フットパスサービスセンターe-2L&Aとして設置している。求職者に対する情報提供、履歴書の添削、セミナーの開催、職業紹介業務等を実施しており、令和2年度の実績は年間求職者18名、新規登録者は12名で現在登録者は計399名となっている。	コロナ禍もあり、来所による相談者はかなり減少した。6月にオンラインでの相談を開始されたが相談件数はあまり増加しなかった。新規相談者の増加はほぼ出来ていないが、以前からの登録者については358名への電話フォローを行った結果、就職者については令和元年度15名に比べ41名と増加した。	41名	74%
31	中小企業支援融資事業	低利の融資が受けられず、中小企業に対する経営安定化に緊急助成などを行うことで、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先へとつなげる。	商工観光課	関係機関との会議を行い、制度融資の調査を行う。	相談件数	4件	コロナ禍により会議等は行えなかったが、「市内中小企業者へ経営面等に対する支援を目的に、必要な資金の融資を行うことで、市内中小企業者の経営の安定化を図る」ための案内を行った。	令和2年度においては、コロナ禍による「飯塚市事業継続応援資金融資制度」と區別して案内することが出来た。	3	75%
32	飯塚市要保護児童連絡協議会	虐待を受ける要保護児童の児童虐待の防止、早期発見、早期対応、再発防止のための地域連携強化、福祉、教育、警察、救急、危機管理などの各関係機関との連携体制の強化を図ります。	子育て支援課	要保護児童がいる世帯で、自殺の可能性のある親子があるケースについて、ケース検討を行い、支援方針を決定し、自殺防止につながる支援が行えるようにする。	年間開催数	11回	新型コロナウイルス感染症対策のため、会議開催回数が増えなくなった。	会議開催回数は減となったが、要保護児童がいる世帯で、自殺の可能性のある親子があるケースが発生した場合は、ケース検討を行い、支援方針を決定し、自殺防止につながる支援を行った。	2回	18.1%
33	利用者支援事業	子育て支援センターを核とした子育て支援施設や子育て 団体、関係機関とのネットワークを推進し、多様な情報発信とさまざまな主体による子育て支援の仕組みを整えることにより、自殺のリスクを抱えた保護者の早期発見とともに多面的な子育て支援を推進します。	子育て支援課	関係機関とのネットワークを推進し、相談に応じた適切な機関へ繋げることで、不安を抱えた保護者の支援を行う。	自殺防止対策としての指標化は困難	-	関係機関とのネットワークの推進により、相談に応じた機関へ繋げることで、不安を抱えた保護者の支援を行った。	適切な関係機関を案内することで、不安を抱えた保護者の支援を行うことができた。	-	-
34	飯塚市青少年問題協議会	青少年層の抱える問題や自殺の危機等に関する情報を共有し、連携の強化を図ります。	子育て支援課	青少年の指導、育成等に関する必要な重要事項を調査整理し、関係行政機関が行う青少年育成事業についての意見を述べる。	年間開催回数	2	新型コロナウイルス感染症の影響により、協議会の開催を2回とも中止した。	新型コロナウイルス感染症の影響により協議会の開催を中止したため、評価不可。	-	-
35	少年相談センター事業	街頭補導、電話相談窓口、広報啓発活動をおとせ、青少年の非行防止、健全育成を図ると同時に、自殺対策の啓発を行います。	子育て支援課	少年の非行を未然に防止し健全育成を図るため、少年補導・少年相談業務を通じて、適切な指導、助言を行う。	街頭補導実施回数	540	少年の非行を未然に防止し健全育成を図るため、少年補導・少年相談業務を通じて、指導、助言を行った。	警察や学校、地域などとの連携した活動により、非行を未然に防止できた。	560	110%
36	地域子育て支援拠点事業	乳幼児のいる保護者同士の交流、情報交換や子育てに係る相談の場を設け、子育てに伴う過度な負担に起因する自殺のリスクを察知し、早期対応につなげます。	子育て支援課	保護者同士の交流、情報交換や、子育てに対する相談の場を提供することで、悩みや不安への負担軽減に寄与し、早期対応を行う。	自殺防止対策としての指標化は困難	-	保護者同士の交流、情報交換や、子育てに対する相談の場を提供することで、悩みや不安への負担軽減に寄与し、早期対応を行った。	保護者同士の交流の機会や相談の場を提供することで、早期対応を行うことができた。今後も、相談が行いやすい環境を整えていく必要がある。	-	-
37	母子・父子自立支援員設置事業	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親世帯等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定、児童の福祉の増進を図ります。	子育て支援課	自殺の可能性のあるひとり親世帯の親子があるケースについて、電話や窓口にて相談しやすい体制を整備し、相談者の心の声を傾聴し、助言等を行い、生きる希望を与える。	年間相談受付件数	300件	自殺の可能性のあるひとり親世帯の親子があるケースについて、電話や窓口にて相談しやすい体制を整備し、相談者の心の声を傾聴し、助言等を行い、生きる希望を与えた。	相談しやすい環境づくりのため、スマートフォン及びタブレットを導入し、SNSやオンライン相談に対応できる体制を整備し、コロナ禍でも相談が行いやすい環境を整えることができた。	231件	77.0%
38	家庭児童相談員設置事業	家庭児童相談員を配置し、家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るための相談、指導を行います。	子育て支援課	自殺の可能性のある親子があるケースについて、電話や窓口にて相談しやすい体制を整備し、相談者の心の声を傾聴し、助言等を行い、生きる希望を与える。	年間相談受付件数	2300件	自殺の可能性のある親子があるケースについて、電話や窓口にて相談しやすい体制を整備し、相談者の心の声を傾聴し、助言等を行い、生きる希望を与えた。	相談しやすい環境づくりのため、スマートフォン及びタブレットを導入し、SNSやオンライン相談に対応できる体制を整備し、コロナ禍でも相談が行いやすい環境を整えることができた。	2202件	95.7%
39	地域福祉ネットワーク活動推進事業	市内20地区での地域福祉ネットワーク委員会の開催を通じて、関係者同士の連携を深めることにより、高齢者の見守り活動や生きがい活動や健康づくり等を推進することで、地域ネットワークの基盤の充実に努め、高齢者の社会参加の強化、および孤立・孤立の予防を推進します。	高齢介護課	市内20地区の地域福祉ネットワーク委員会に対して、活動推進事業補助金を助成し、地域ネットワークの強化を図り、高齢者の社会参加の促進、及び孤立・孤立の予防の推進に努める。	委員会開催数	120	市内20地区の地域福祉ネットワーク委員会に対して、活動推進事業補助金を助成し、地域ネットワークの強化を図り、高齢者の社会参加の促進、及び孤立・孤立の予防の推進に努めた。 令和2年度は新型コロナの影響により中止となったネットワークが多かったため73回の開催実績となった。	事業実施は高齢者の見守りや社会参加への呼びかけ等、地域の福祉活動によって高齢者の在宅生活の継続及び支援に有効であるため、今後も、事業を継続していき必要がある。	73	61%
40	ひとり暮らし高齢者等見守り活動に関する協定	孤独死防止及び早期発見に向けた取り組みとして、各新聞販売店や九電、郵便局、保険会社等の民間事業者と協定を結び、見守り活動の強化を図ります。	高齢介護課	孤独死防止及び早期発見に向けた取り組みとして、各新聞事業者と協定を結び、見守り活動の強化を図る。	協定団体数	37	令和3年3月末時点で、市内39団体と見守り協定を締結している。令和2年度中の協定先団体からの通報実績は0件であったが、年間を通じて、ひとり暮らし高齢者等の見守り体制の充実に努めた。	協定先団体からの通報があり、救急搬送された、一命をとりとめた事例もあり、孤独死防止及び早期発見に向けた取り組みとして有効であると考えられるため、今後も、事業の継続が必要である。	39	100%
41	認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業	徘徊の恐れのある認知症高齢者等が行方不明になった際に、地域やあらかじめ登録した事業所等の協力を得ることで、早期発見・保護につながるような支援体制の充実に努めます。	高齢介護課	協働団体と連携し、徘徊時の早期発見に向けた取り組みとして、徘徊された方の家族等の負担を軽減するためにも、継続した支援を行っていく。	協働団体数	98	令和3年3月末時点で、登録利用者数86名、協働団体数89であり、令和2年度中の協働団体数は10件であった。認知症の人等が行方不明になったときに、登録した事業者等の協力を得て、早期発見・保護できるような支援体制の構築を図った。	利用者の登録が増えているため、今後も継続した支援が必要である。また、協働団体も増やしていく必要がある。	89	91%
42	認知症カフェ	認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に集まれる場を開設することにより、心の気分転換や情報交換の機会を提供します。	高齢介護課	認知症の方やその家族が、一人で悩まずに周りと情報交換や心身の気分転換ができるよう、カフェの数を増やしたり、気軽に通える場づくりに取り組んでいく。	カフェ設置数	20	令和2年度は、カフェ10ヵ所、実施回数65回、延べ参加人数253人、年々、参加者数も少しずつは増えていたものの、新型コロナウイルスの影響によりほとんどのカフェが中止となった。認知症の増加が気になる方、認知症に悩む方がある方に気軽に集まれる場を開設することにより、心の気分転換や情報交換の機会を提供した。	9箇所のカフェがそれぞれ年に6回以上開催することとしており、今後カフェの新規設置及び既存のカフェにおいて認知症の方やその家族が利用しやすい環境をつくるために更なる周知・啓発の必要がある。	10	50%
43	認知症サポーター養成講座	認知症の方やその家族の方が安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を暖かく見守る応援者としての役割を担う認知症サポーターを養成します。	高齢介護課	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、ひとり暮らしが認知症に悩む方に対して正しい知識を持ち、認知症の人や家族にかかわる負担を軽減し、地域全体で認知症の人や家族をサポートできるように、受講者の増加に努める。	受講者数	1000	令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により目標を大幅に下回ったものの、そのような状況下においても12回の開催で延べ320人の認知症サポーター養成講座を受講されており、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を応援するサポーター養成を行った。	事業開始から10年以上経過しており、年々受講者数が減少しているため、受講者数を増やすために認知症サポーターの意義と養成講座の参加についてさらなる周知・啓発を行うことが必要である。	320	32%
44	介護予防教室	高齢者が要介護状態になる事を予防するため、運動機能向上・口腔機能向上・栄養改善・認知症予防のための教室を開催し、介護予防の普及・啓発を図ります。また、教室が高齢者の生きがいづくりの場となることで、自殺リスク要因のひとつとなるうつ症状の早期発見、早期支援につなげます。	高齢介護課	高齢者防カプ教室、足元気運動教室、ホールエクササイズ教室、リズムエクササイズ教室、脳元気教室、音楽サロンを市内会場にて開催。 なお、令和2年度についてはア・トランポリン教室を2会場で開催。	教室実施会場数	27	転倒予防教室、筋力アップ教室、ホールエクササイズ教室、認知症予防教室等を市内26会場にて開催（脳元気教室1会場中止） また、ア・トランポリン教室についても市内2会場にて開催。	新型コロナウイルスの影響により脳元気教室1会場が中止となったものの、十分な感染防止対策に努めたことで、ほぼ計画通り実施することができた。	26	96%
45	フレイル予防事業	地域で生活する高齢者自ら介護予防に取り組むための動機づけとしたフレイルチェックを含めた予防教室の実施、フレイル（高齢者の虚弱）予防を普及啓発する市民向け講座会、事業を支援する市民によるフレイル予防サポーター養成の開催を計画し、高齢者のフレイル予防を支援し、高齢者の社会参加を促すことで、自殺リスク要因のひとつとなるうつ症状の軽減を図ります。	高齢介護課	日常生活圏（又は地域包括支援センター）でのフレイル予防教室を開催。 ※フレイル予防事業については、令和2年度より健康・スポーツ課へ事業移管。	フレイル予防教室実施会場数	13	地域包括支援センター圏域でのフレイル予防教室を市内13会場にて開催。	新型コロナウイルスの影響があったものの、十分な感染防止対策に努めることで、計画通り実施することができた。	13	100%
46	地域包括支援センター運営事業	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を続けていくことができるよう、地域包括ケアシステムの充実・強化に向け、その一環を担う機関として市内11ヵ所に地域包括支援センターを設置し、医療や介護の悩みなど、日常生活における様々な相談に対応や支援に努めます。	高齢介護課	H31年4月より市内全地域が委託包括となり重厚包括が廃止されたことに加え、連絡会議等を通じ事務の統一を図る等、より連携を深め、総合相談支援業務、権利擁護業務、介護予防支援業務、包括的・総合的ケアマネジメント業務を提供し、高齢者への支援体制の強化、強化を図る。	相談に対応した件数の割合	100	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができる体制を構築するため、日常生活圏に「地域包括支援センター」を設置し、総合相談支援業務、権利擁護業務、介護予防支援業務、包括的・総合的ケアマネジメント業務を提供した。	それぞれその生活圏において各地域包括支援センターが中心となり、高齢者の様々な相談や問題の解決に取り組んでいる。市内においても「地域包括支援センター」の存在が年々周知できていると考えられるが、引き続き周知を行っていく必要がある。	100	100%
47	認知症高齢者等位置検出システム事業	認知症による徘徊行動がある高齢者又は若年性認知症の方の介護者にGPSによる徘徊検出システムの購入又はレンタル費用の助成を行うことにより、高齢者本人の事故防止や親族等の精神的負担軽減を図ります。	高齢介護課	市内11ヵ所の地域包括支援センターと連携し、認知症による徘徊がある方の家族へサービスの周知を行い、徘徊検出システムの購入・レンタル費用の助成を行うことにより、高齢者本人の事故防止や親族等の精神的負担軽減を図る。	新規利用者数	2	令和3年3月末時点での利用者数は2名で、令和2年度中の新規利用者数は0件であった。	市内11ヵ所の地域包括支援センターと連携し、認知症による徘徊がある方の家族等へサービスの周知を行っていく必要がある。	0	0%
48	権利擁護事業	虐待を受けたり、悪質商法の被害にあうなどの困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活ができるよう、関係機関と連携して高齢者の権利擁護に努めます。	高齢介護課	市内11ヶ所の地域包括支援センターや関係機関との連携のうえ、高齢者の権利擁護のため、見守りの強化・支援を継続して行う。	虐待相談等件数	10	高齢者の権利を擁護するため、関係機関と連携しながら、見守りを含め、周知・啓発に努めた。	周知・啓発の広がりとともに、悪質商法の被害や虐待等の相談・通報についても増加傾向にあるため、今後も継続的な周知・啓発及び支援が必要である。	8	80%
49	緊急通報システム事業	発作性の心疾患等により、健康上特に注意を要する単身高齢者が緊急事態を知らせるための緊急通報装置の貸与又は購入費の助成を行うことにより、高齢者本人の事故防止や親族等の精神的負担軽減を図ります。	高齢介護課	健康上特に注意を要する単身高齢者が緊急事態を知らせるための緊急通報装置の貸与又は購入費の助成を行うことにより、高齢者本人の事故防止や親族等の精神的負担軽減を図る。	相談件数	342	令和3年3月末時点での利用者は96名（内、令和2年度の新規利用者5名）の者に対し、緊急通報装置の貸与又は購入費の助成を行うことにより、高齢者本人の事故防止や親族等の精神的負担軽減を図った。	利用者等からの相談件数も年間100件を超えており、本人の事故防止や親族等の精神的負担軽減のために、今後もサービスを継続していき必要がある。	391	100%

No.	実施内容	内容	担当課	令和2年度の実施計画	令和2年度 指標値	令和2年度 実績値	令和2年度実施状況	令和2年度 実施状況に関する担当課の評価	令和2年度 実績値	達成率(%)
50	老人クラブ事業費補助金交付事業	老人クラブ(おおむね60歳以上の住民が仲間づくりを通じて、生きがいを健康づくり等を目的とする団体)への活動を支援することにより、地域の高齢者の活発な活動を促します。	高齢介護課	市老人クラブ連合会及び市老人クラブ各支部(5つ)へ補助金を交付する。	補助金額	9,805	市老人クラブ連合会及び市老人クラブ各支部(5つ)へ補助金を交付した。	市報、公式HPを活用し会員募集周知を行った。	9,594	98%
51	配食サービス事業	主に栄養改善の必要がある単身又は高齢者のみの世帯に対し、夕食の配達を行うとともに利用者の安全確認を図ります。	高齢介護課	主に栄養改善の必要がある高齢者世帯に対し、栄養改善等を図り、併せて見守りを行う。	配食数	87287	令和3年3月末時点で、543名の者に対し、延べ食数91,540食の配食サービスを実施し、安全確認を行った。	高齢者が栄養バランスのとれた食事の確保及び安全確認の実施により安定した生活を送ることができ、事業の継続が必要である。	91,540	100%
52	福祉電話設置事業	単身又は高齢者のみの世帯で、通信手段の確保が困難な住民非課税世帯に、電話加入権を貸与し、緊急連絡手段、コミュニケーションの確保を図ります。	高齢介護課	高齢者のみの通信手段の確保が困難な住民非課税世帯の者に対し、電話加入権の貸与を実施する。	利用者数/電話加入権の貸与を決定した者の人数	1	令和3年3月末現在、22名の者に対し、電話加入権の貸与を実施。	携帯電話等の普及により利用者は年々減少傾向であるため、将来的な事業実施の必要性の有無を検討していく必要がある。	23	100%
53	障がい者地域自立支援ネットワーク事業	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関する機関とネットワークを構築し、自殺対策の基盤の強化を図ります。	社会・障がい者福祉課	地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図る。	主催会議開催回数	59回	地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図った。	専門部会や意見交換会等において、関係機関等とネットワークを構築し、地域課題の共有ができた。	50回	85%
54	アルコール関連団体の支援	関係機関に対し、アルコール依存症について、知識の普及、啓発を図りつつ、飲酒行動上の問題を抱える市民の情報をキャッチし、関係機関同士で連携し支援していきます。	社会・障がい者福祉課	引き続き、公共施設の利用料減免を行い、間接的に活動を支援する。	減免申請書受付件数	10回	断酒会などの自助グループ3団体に対し交流センター等を利用する際に利用料の減免を行った。	断酒会などの自助グループ3団体に対し活動を支援することができた。	14回	140%
55	サン・アビリティーズいづか運営事業	心身障がい者に対して、研修、相談、教養、スポーツ・レクリエーション、機能回復訓練や障がい者相互の交流や地域、ボランティアとのふれあいの場を提供することにより、障がい者の自立や社会参加を促進します。	社会・障がい者福祉課	NPO法人いづか障害者団体協議会が主催する相談会は、令和2年度から相談形式でなくするため、仮設市障がい者相談員が相談を受けた件数を指標として用いる。	相談件数	700件	相談会などの場を設け、解決に向けて具体的な機関等につなげる。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、相談会の際は設けず、電話相談を中心相談業務を行った。相談機関につながるケースもあるが、多くは身の上話の相手役として、自殺予防に寄与した。	553件	79%
56	障がい者基幹相談支援センター事業	障がいのある方、そのご家族における生活の悩みごと、仕事のこと、子どもの発達や障がい者虐待のことなどの相談を受け付け、関係機関と連携しながら、解決を目指します。	社会・障がい者福祉課	障がい者基幹相談支援センターの運営を委託し専門的職員を以って障がい福祉に関する相談支援体制を強化する。	相談者数	1,833人	障がい者基幹相談支援センターの運営を委託し、専門的職員を以って障がい福祉に関する相談支援体制を強化した。	専門的職員の組織対応により、関係機関との連携と共に障がい者の地域生活支援を行うことができた。	953人	52%
57	民生・児童委員活動	同じ住民という立場から、困難を抱えている人に気づき、最初の窓口として機能し、適切な支援機関につなげます。	社会・障がい者福祉課	民生委員・児童委員による日常的な見守り・相談業務を行い、関係機関との連携を図る。	相談件数	8,000件	民生委員・児童委員による日常的な見守り・相談業務を行い、関係機関との連携を図った。	民生委員による日常的な見守り・相談の中から適切に関係機関との連携につなげ、地域生活支援を行うことができた。	9,321件	117%
58	生活困窮者自立相談支援事業	生活の困り事や不安について、支援員が相談を受け、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。	生活支援課	新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金に悩む相談者が増加することが予想されることから、関係機関との連携を一層強化し、相談者の状況に応じた支援策へとつなげる。	生活自立支援相談室における新規相談受付件数	246	生活自立支援相談室において生活困窮者(失業者、多量債務者等)からの相談受付を実施し、自立支援のためのプラン作成や、関係機関への同行支援等を行った。また、新たに家計改善支援事業を開始し家計収支の分析や、家計再生プランの作成等による支援を行った。	相談内容に合わせた支援(緊急の支援、プラン作成、就労支援等)からの相談受付が実施し、自立支援のためのプラン作成や、関係機関への同行支援等を行った。また、新たに家計改善支援事業を開始し家計収支の分析や、家計再生プランの作成等による支援を行った。	1457	592%
59	生活保護事業	相談者や家族の状況を把握し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限の生活を保障します。また、生活保護申請中で保護開始決定までの食糧に悩んでいる方に対し、民間団体等の事業を活用し、一時的な食糧提供等の支援を行います。	生活支援課	生活保護法に基づき、困窮の程度に応じた必要な保護を行い、最低限の生活を保障するとともに自立の助長支援を行う。新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金に悩む相談者が増加することが予想されることから、関係機関との連携を一層強化し、相談者の状況に応じた支援策へとつなげる。	生活保護相談件数	-	生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じた必要な保護を行い、その最低限の生活を保障するとともに、その自立の助長支援を行った。生活保護の申請受付、変更判定により、被保護者に対する保護費の支給及び自立支援を行った。すでに生活保護を委託している方についてはケースワーカー等を通じて適切な状況に応じた適切な支援を行った。	生活保護法改正や新たな制度についての理解を深めるため複数回の職員研修を実施するとともに、その自立の助長支援を行った。生活保護の申請受付、変更判定により、被保護者に対する保護費の支給及び自立支援を行った。すでに生活保護を委託している方についてはケースワーカー等を通じて適切な状況に応じた適切な支援を行った。	436	-
60	住居確保給付金事業	経済的に困窮し、住宅を喪失した方又は住宅を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。	生活支援課	市の関係各課、社会福祉協議会、ハローワーク等の関係機関と連携し、制度の周知を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による失業や休業により相談者、申請者の増加が見込まれることから、相談体制の強化を図る必要がある。	住居確保給付金申請件数	-	生活自立支援相談室において、離職等により住居を失った、或いは失うおそれのある生活困窮者からの住居確保給付金の相談、申請受付を行った。	新型コロナウイルス感染症の影響による失業や休業により経済的に困窮し家賃を支払えず住居を失うおそれのある方が増加したことに伴い、制度改正が行われ、特別より従来より支給対象者が増加(緊急小遣い金等)を申請する際には、この相事業の生活困窮者の住居確保や就労自立に寄与できるような制度の周知に努め関係機関と連携を強化していく。	86	-
61	生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業	世帯の家庭環境や本人の複合的な課題を把握し学習支援及び生活指導を行いながら生活習慣の改善を図り、居場所づくりを行うことで貧困の連鎖防止につなげます。	生活支援課	生活保護受給世帯を含む生活困窮者世帯の子どもに対し、毎週土曜日に市内2か所の会場において、学習支援、生活指導並びに食育の支援を実施する。ケースワーカーから参加対象の子どもがいる世帯への案内を行うとともに、学校との連携強化を図り、市が発送する対象世帯あての郵便物にチラシを同封するなど、困窮世帯への事業の周知を強化する。	延参加者数	1,280(20名×32回×2会場)	生活保護受給世帯を含む生活困窮者世帯の子どもに対し、土曜日に市内2か所の会場において学習支援、生活指導ならびに食育等の支援を実施した。新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言等により中止を余儀なくされた時期があった。	参加登録者(児童生徒)42名。社会問題化する子どもも貧困に関する行政の責務も問われている中、子どもに居場所を提供し学習支援、生活指導、食育等の支援を行うことで貧困の連鎖の防止を図る。新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言等により中止を余儀なくされた時期があったが、開催できた回では感染対策をしっかりと行い実施することができた。	281	22%
62	教職員向け研修	問題行動の未然防止を含めた児童・生徒の健全育成のために、研修体制を充実し、研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援についての理解を深めます。	学校教育課	今年度は、新型コロナウイルス感染症による休校明けすぐに第1回目を実施した。通常ではない状況の中で過剰してきた子供たちのストレスや不安をいち早く発見し、対応することを目指している。	実施回数	2回	今年度は、新型コロナウイルス感染症による休校明けすぐに第1回目を実施した。通常ではない状況の中で過剰してきた子供たちのストレスや不安をいち早く発見し、対応することを目指している。	不登校生や不登校傾向にある児童生徒への対応を、各学校しかり行うことができた。マンツーマン方式などを活用し、組織的な児童生徒に対する支援ができた。	2回	100%
63	学童保育事業	就業等に より 昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に学童保育所で保育し、悩みを抱えた子どもや保護者を早期発見し、必要に応じて支援機関につなげる。また、支援員に対して、自殺予防につながる研修を年一回、開催します。	学校教育課	引き続き、支援機関や学校と連携を保ちながら、相談体制を確立するとともに、支援員を対象とし、子どもや保護者の自殺予防につながる研修を年1回継続して開催する。	研修回数	1回	引き続き、支援機関や学校と連携を保ちながら、相談体制を確立するとともに、支援員を対象とし、子どもや保護者の自殺予防につながる研修を年1回継続して開催する。	学校や児童相談所等、連携をとりながら相談できる体制づくりを継続して維持することができた。児童クラブの全支援員を対象に、児童の人数を守り自殺予防につながる研修を年1回開催した。	1回	100%
64	教育相談	子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育相談員が対面受け付け、問題解決を図ります。また、仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談も行います。	学校教育課	昨年同様、保護者からの悩み、相談に真摯に対応し、指導係と情報を共有していく。	相談件数	前年度からの増加または現状維持	昨年同様、保護者からの悩み、相談に真摯に対応し、指導係と情報を共有していく。	相談内容を関係機関、学校と共有し、適正かつ迅速に解決できた事例が多くあった。	611件	100%
65	スクールカウンセラー等配置事業	社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、さまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。	学校教育課	昨年度に引き続き、心理的側面から、本人が抱える悩み・不安、ストレス等を和らげながら、今日や明日の対応能力を高める。また、福祉的な側面から、本人に影響を及ぼしている家庭・学校・地域の環境に働きかけ、支援のネットワークを構築する。	相談件数	前年度からの増加または現状維持	昨年度に引き続き、心理的側面から、本人が抱える悩み・不安、ストレス等を和らげながら、今日や明日の対応能力を高める。また、福祉的な側面から、本人に影響を及ぼしている家庭・学校・地域の環境に働きかけ、支援のネットワークを構築する。	学校との情報の共有や、支援方法を共通理解することで、効果的な児童生徒への支援ができた。SSWの配置人数を3名に増加したことで、より多くの学校へのサポートができた。	2049件	100%
66	スクールサポーター派遣事業	不登校の児童・生徒に対し、元校長や教員経験者、臨床心理士等が連携し、一日も早い学校への復帰を目指して、一人ひとりの状況に応じた学習やグループ活動を実施します。児童生徒が自らの生活を立て直し、自主・自立の力を発揮できるよう支援します。	学校教育課	昨年度同様、年度はじめに派遣事業について説明を行った。児童生徒に関わる、保護者の悩み等も含めて昨年同様、学校と連携を取りながら実施していく。	相談件数	前年度からの増加または現状維持	昨年度同様、年度はじめに派遣事業について説明を行った。児童生徒に関わる、保護者の悩み等も含めて昨年同様、学校と連携を取りながら実施していく。	学校からの追加申請が出るなど、効果的にサポーター活用が出ている。サポーターとSSW、関係機関との情報共有もでき、組織的な支援体制の構築につながっている。	178件	100%
67	不登校児童生徒支援事業	不登校児童生徒(公立学校に通う小中学生)を対象にした適応指導教室を設置、不登校児童生徒の集団再適応、自立を援助する学習・生活指導等の実施、不登校児童生徒の保護者に対する相談活動の実施を行い、不登校の早期解消を図ります。	学校教育課	児童生徒の支援、指導に当たっては、適応指導教室内で研究協議を重ねるとともに、児童生徒の在籍校、教育事務所所属関係機関と連携を図り、実効ある支援、指導を行っている。	不登校児童生徒との学校復帰率	前年度からの増加または現状維持	児童生徒の支援、指導に当たっては、適応指導教室内で研究協議を重ねるとともに、児童生徒の在籍校、教育事務所所属関係機関と連携を図り、実効ある支援、指導を行っている。	適応指導教室を利用した児童生徒のうち、2名が学校復帰することができた。	復帰率 2.5%	おおむね達成
68	飯塚市子ども会指導者連絡協議会事業	飯塚市内の子ども会活動を通じて、子どもの居場所をつくり、問題の早期発見・早期対応を図ることを目的とし、その実現に不可欠な飯塚市内の子ども会活動に関わる指導者、育成者相互の連絡協議と研修、観戦等も行います。	生涯学習課	月1回の定例会及び定例の事業(文化・育成)を開催する。(4～6月の定例会及び子どもまつり、体育事業については新型コロナウイルス感染症拡大により中止が決定している。)	年間開催数	11回	定例事業は新型コロナウイルスの影響によりすべて中止した。定例会は新型コロナウイルスの影響により月1回のペースで開催できなかったが折を見て開催した。	今後も当該団体の事務局として助言及び指導を行い子ども会活動の充実を図る。	4回	36%
69	PTAに対する教育講演会の実施	教育講演会で自殺問題について講演することにより、保護者の間で、子どもの自殺の危険に対する気づきの力を高めます。	生涯学習課	教育講演会を実施する。	年間開催数	1回	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。これまでの各小中学校PTA活動の取組みをまとめた「家庭教育実践集」を作成した。	PTA活動や子育て、教育の参考になる取り組みであった。	0回	0%
70	放課後子ども教室推進事業	学校の放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、各学校・地域との連携を深めながら積極的な学習意欲を支援する一方、高齢者や若年など異なる年齢層者との交流をもつことにより、優しきや積極性、協調性などを身に付け、社会生活の中で必要な「生きる力」と「心豊かな成長」を支援するために本事業を行います。また、次世代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことが出来るような一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室と連携した、総合的学習の場となることを目的として開設します。	生涯学習課	児童の学習に対する意欲の向上や基本的な生活習慣の習得等を図るために様々な体験・交流・学習プログラムを提供する。新型コロナウイルス感染症拡大により事業開始時期は未定だが必要な安全対策を講じたうえで事業を実施する。	教養年間開催回数	1088回	児童の学習に対する意欲の向上や基本的な生活習慣の習得等を図るために様々な体験・交流・学習プログラムを提供した。新型コロナウイルス感染症拡大により事業開始時期が2学期からとなった。	様々な活動プログラムを提供し多くの児童が参加している。	503回	46%
71	学習支援ボランティア事業	学校の要請に応じて地域住民等のボランティアを派遣し、学校教育活動を支援します。	生涯学習課	社会教育及び学校教育等の学習活動、体験活動の支援と充実をを図ることを目的として小学校等の各団体の申請に応じてボランティア登録者を派遣する。	年間派遣数	2728人	社会教育及び学校教育等の学習活動、体験活動の支援と充実をを図ることを目的として小学校等の各団体の申請に応じてボランティア登録者を派遣した。	新型コロナウイルス感染症の影響により派遣申請、実績ともに減少した。ボランティア派遣の機会を拡充させるため、事業PRを強化させる必要がある。	1727人	63%
72	図書館における情報提供	自殺対策強化月間(3月)または自殺予防週間(9月)時に自殺や自殺予防についての図書を展示します。	生涯学習課 市立図書館	引き続き様々なイベント等を含めた事業を展開する。新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにより必要な安全対策を講じたうえで事業を実施する。	年間事業数	31種類以上	2021年3月版図書館では自殺対策強化月間に合わせ、館内の特設コーナーにて自殺対策の啓発を実施した。 【いのちをつなげる】というテーマで、辛い気持ちや軽くなるようなおすすめ本を選書し、自殺予防のパンフレットを設置した。	新型コロナウイルスの影響でイベント等は縮小させるをえなかった。しかし、フックスタートや読み聞かせ、家庭(うちど)等)は継続し、多世代への読書活動の啓発を行うことができた。	23	74%

自殺対策計画進捗確認シート

資料4

No.	実施内容	内容	担当課	令和3年度の実施計画	令和3年度指標名	令和3年度目標値
1	メンタルヘルス研修	住民からの相談に応じる市役所職員に対してメンタルヘルス研修を行い市民サービス及び職場のメンタルヘルス向上を図ります。	人事課	ストレスチェックの結果に基づくメンタルヘルス研修を令和4年1月～2月に実施予定。	年間開催数	1回
2	職員の健康管理事務	市民の相談に応じる職員の、心身面の健康の維持増進を図るため、産業医の面談、保健師による相談窓口の設置、ストレスチェックを実施し飯塚市職員の健康管理を図ります。	人事課	職員総合健診：年1回 産業医面談：月2回 保健師相談：週1回	年間開催数	職員総合健診：年1回 産業医面談：月2回 保健師相談：週1回
3	納付相談	病気や失業等やむを得ない理由で、滞納に至り期限内納付が困難な方に対して、納付相談を通じて生活していく上で無理のない納付計画等を行い、必要に応じて関係する支援機関につなげます。 (市税・国民健康保険税納付相談) (保育料・学童保育所利用料納付相談) (水道料金納付相談) (市有地等貸付納付相談) (後期高齢者医療保険料納付相談) (住宅使用料納付相談) (住宅新築資金等納付相談) (介護保険料納付相談) (学校給食費納付相談) (奨学資金返還金納付相談) (児童クラブ利用料納付相談)	税務課	病気や失業等の理由により市税の納付が困難な市民に対しては、納付相談を通じて納付計画等を行い、必要に応じて関係する支援機関に繋げる。	自殺防止対策としての指標化は困難	—
			子育て支援課	相談者の意向や状況を尊重し、適切な納付指導を行う。	自殺防止対策としての指標化は困難	—
			企業局	病気や失業等の理由により納付が困難な方に対して、納付相談を通じて納付計画を行い、必要に応じて関係する支援機関につなげる。	自殺防止対策としての指標化は困難	—
			財産活用課	納付についての相談があった場合、無理のない納付方法を検討し、必要に応じて関係する支援機関につなげる。	相談回数についての指標化は困難である。	—
			医療保険課	後期高齢者医療の被保険者に、納期限内に納付することが困難な場合は相談するように、市報や各被保険者向けのちらしを用い広報を行う。病気や失業、新型コロナウイルス感染症の影響で著しく収入が減少した等やむを得ない理由で納付が困難な場合は、納付相談を通じて生活していくうえで無理のない納付計画を行い、必要に応じて関係する支援機関への案内につなげる。	自殺防止対策としての指標化は困難	—
			住宅政策課	病気や失業等やむを得ない理由で滞納に至り、期限内納付が困難な方に対して、無理のない金額での納付計画を行う。他所にも債務がある場合もあるので、その内容を把握し、より実情に沿った納付指導ができるよう相談しやすい窓口であるように努める。	—	—
			高齢介護課	介護保険料の滞納に至った背景に、生活困窮や心身の病等があった場合には、少額からの分割納付の提案や、必要に応じて関係する支援機関に繋ぐ等、その者に応じた適切な対応を行う。	自殺防止対策としての指標化は困難	—
			学校給食課	昨年度に引き続き、納付が困難な方に対して、分納誓約を交わし、無理のない納付計画を立てていく。また、必要であれば就学援助の案内を行う。	指標化困難	—
			教育総務課	返還者からの納付相談に対し、生活していく上で無理のない納付計画であることを確認するとともに、必要に応じて関係する支援機関につなげる。	返還滞納者への連絡を密にし、相談しやすい環境を作る必要がある。	—
学校教育課	やむを得ない事情により利用料の納付が困難な方に対し、納付相談を通じて無理のない納付計画を行う。	相談件数	5件			
4	人権啓発事業	広く人権に関する理解を深めるため、人権に関する啓発・広報活動を行う際に自殺対策の啓発も行います。	人権・同和政策課	イツカコミュニティセンター内の人権・同和政策啓発コーナーで、自死防止に関する内容を含んだ子どもの人権問題（いじめ問題）のパネル展示による啓発活動を年間3回行う。	啓発回数	3回
5	男女共同参画推進情報・啓発事業	男女共同参画の啓発・広報活動において自殺に関する情報を取り上げること等により、市民への普及啓発を図ります。	男女共同参画推進課	速やかに情報提供をするとともに、自殺が多い時期等には目につきやすい場所に配架するなどさらに工夫をする。	情報提供回数	2回
6	女性相談事業	家庭や生活上の各種相談を女性の弁護士・相談員による面談形式で実施し、問題解決を図ります。	男女共同参画推進課	相談事業の対象者である市民や在勤者へ事業を周知するため、SNS等を活用した発信方法などを検討する。	法律相談・一般相談年間受付件数	各50件
7	飯塚市いのち支える自殺対策推進委員会	庁内横断的な連携体制を整え、自殺対策を総合的に推進するために、計画の決定及び変更を行います。計画策定後は、諸施策の調整や連携を行い、計画の進捗状況を管理します。	健幸保健課	進捗管理のため、全部署の職員それぞれを集めての会議が困難であっても、書面決議、メールや電話でのききとりなど方法を凝らして、全庁の意識共有を図りたい。	年間開催数	1回
8	飯塚市健康づくり・食育推進協議会	保健、医療、福祉、職域、教育等の関係機関で構成される協議会で、地域全体での心の健康づくりとともに自殺対策の取り組みについて協議を行います。	健幸保健課	飯塚市自殺対策計画の進捗管理を行っていく必要がある。新型コロナウイルス感染症の影響で、一堂に会しての会議は困難であるが、書面決議など方法を凝らして、協議を図りたい。	年間開催数	2回
9	自殺対策研修会	福岡県精神保健センターが実施する「自殺対策研修会」に市職員が参加し、地域における自殺対策に携わる職員の資質向上を図ります。	健幸保健課	県の開催する自殺対策研修会および関連研修へ参加する。	参加回数	2回
10	市民向けゲートキーパー養成事業	住民の異変に気づき、必要時には適切な専門機関へつなぐ等、地域のゲートキーパーとしての役割を担ってもらえるよう、市民に対して自殺対策に関する研修を実施します。	健幸保健課	これまでゲートキーパー研修は職員向けにしか行っていなかったが、幅広い方々にゲートキーパーとしての役割を担ってもらうように市民向けのゲートキーパー研修を行う。	年間開催数	1回
11	自殺予防週間、自殺対策強化月間の啓発事業	相談窓口や自殺防止のための対応方法等を啓発、周知することで市民一人ひとりの気づきを促し、自殺防止につなげます。	健幸保健課	本庁や各支所などの窓口にチラシ・ポスターを設置 9月の自殺予防週間では、広報において特集ページを掲載。	チラシ配布枚数	100枚
12	各種健康教育事業を活用した自殺予防啓発事業	市民の方を対象とした健康教育事業を実施するなかで、メンタルヘルスに関する知識についてチラシを配布し、啓発に努めます。	健幸保健課	1クール2回を2クール実施	開催回数	4回

自殺対策計画進捗確認シート

No.	実施内容	内容	担当課	令和3年度の実施計画	令和3年度指標名	令和3年度目標値
13	健康づくり講演会における啓発事業	市民の健康づくりに関する講演会を実施する際に、心の健康づくりに関するチラシ等を配布します。	健幸保健課	健康づくり講演会開催予定なし	-	-
14	健康に関する出前講座	身体や心の健康について、依頼のあった団体へ集団指導を行い、うつ病や心の健康についての普及啓発も図ります。	健幸保健課	一般健康教育（生活習慣病予防）を実施する際に、パンフレット等を配布しストレスへの対処法等についても講話を行う。	一般健康教育受講者数	1150人
15	みんなの健康・福祉のつどい	子ども、高齢者、障がい者、ボランティアをはじめ、多くの住民や福祉施設、関係団体等の参加のもとに、多彩な催しを通して相互交流するなかで、健幸保健課の健康づくりコーナーにおいて自殺予防啓発チラシを配布します。	健幸保健課	「みんなの健康・福祉のつどい」にて保健センターが出展するブースにて、パンフレット配布・ポスター掲示等の自殺予防啓発を行う。	保健センターコーナー入場者数	500人
16	子育て世代包括支援センター事業	母子手帳交付時から妊産婦・乳幼児の実情を把握して、産後うつや子育てに関する相談に応じて必要な情報提供や助言を行います。また、必要に応じて保健・福祉など関係機関と連携をとりながら、良好な生育環境の実現を調整しています。	健幸保健課	・子育て世代包括支援センター・産後ケア事業の周知。 ・母子手帳交付時の妊婦の状況把握とリスクのある方への妊娠からの介入 ・産後の早期介入のため、産院との情報共有・連携を深める	産後ケア事業利用満足度	85
17	各種健康相談	食生活の改善や運動不足の解消など健康管理についての健康相談に対応し、健康的な生活習慣に関する知識の普及に努めます。アルコール、薬物、不登校、ひきこもりなど、専門的な相談が必要な場合は、福岡県精神保健福祉センターが実施する専門相談「アルコール・薬物相談」「思春期精神保健相談」などへつなげます。	健幸保健課	保健師、栄養士、運動指導員などが健康に関する指導及び助言を行うなかで、こころの健康についても知識・啓発の普及を行う。	総合健康相談実施者数	300人
18	母子健康手帳交付・妊婦健康診査	母子健康手帳交付時のアンケートや妊娠中の電話・訪問等により妊婦の心身の状態を把握することで、産後うつなど支援を必要とする対象者を早期発見し、その後の支援につなげます。	健幸保健課	【母子手帳交付】 妊娠届出書を提出した妊婦または妊娠届出書を提出した家族に対して、母子健康手帳を交付し、妊娠・出産・乳幼児期の発育や発達を記録を行うことによって、母子の健康管理に役立てる。また、母子手帳交付時にサポート体制など聞き取り、必要な支援に繋げ、母子の安全な健康づくりを促進する。 妊婦の状況を聞き取るうえで様々なリスクを抱える特定妊婦をより細やかに把握・管理し、スタッフ間で統一した情報を共有し支援を行う。 【妊婦健康診査】 妊婦1人あたりに14回分の補助券を母子健康手帳交付時に発行し、医療機関や助産所での妊婦健康診査（個別）を実施する。必要時、医療機関との連携を図り、健診結果を有効に活用する。	【母子手帳交付】 母子手帳交付冊数 【妊婦健康診査】 妊婦健康診査受診者数 妊婦健康診査補助券利用枚数	【母子手帳交付】 母子手帳交付冊数 【妊婦健康診査】 妊婦健康診査受診者数 1700人 妊婦健康診査補助券利用枚数 13000枚
19	新生児等訪問・乳幼児健診・育児相談	乳幼児健診や相談・訪問等により、母子等の状態を把握するとともに、必要に応じてエジンバラ（産後うつ）質問票等の活用、産婦人科等医療機関との情報連携により、産後うつの早期発見に努め、育児の不安や悩みに対応することにより心のケアの支援につなげます。	健幸保健課	新生児及び乳児300人、幼児150人、妊産婦270人の家庭訪問を実施する。身体測定や発達状況の確認を行う。また育児不安を抱える母親に働きかけ育児支援を行う。他機関と連携し訪問以外（保育園での見守り等）での対応の強化する。 乳幼児健診は、個別健診になり、直接面接する機会が少なくなった。健診後4か月健診の第1子に対しては必ず電話入れを行い、早期からのかわりでの今後の支援につなげていく。また、未受診者対策についても早めの電話入れ、訪問を行い把握を行う。育児相談については、通常の育児相談とオンライン相談を実施し、ニーズに応じた対応をしていく。	育てにくさを感じた時に対処できる親の割合	85%
20	言語相談・心理相談・運動相談・医師相談	障がいや発達の遅れなど支援を必要とする保護者の相談を行います。また、育てにくさを感じる保護者に寄り添い、関わり方や特性を理解することで、育児疲れや負担の軽減を図ります。	健幸保健課	就学前の児のうち発達面に支援に必要な児の保護者や保育者に対し、相談の場を提供する。 個別相談150回、巡回相談75回を実施する。 ※育成指導事業（集団）は令和3年度から廃止	個別相談の実施延べ件数 巡回相談実施延べ件数	個別相談の実施延べ件数540件 巡回相談実施延べ件数1200(コロナウイルス感染症のため規模縮小)
21	自殺未遂者支援研修	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所などが実施する自殺未遂者支援研修を職員が参加し、自殺未遂者へのかかわり等について理解を深めます。	健幸保健課	毎回同じ職員が参加するのではなく、担当でない職員にも参加してもらい、多くの職員が理解を深めるよう推進する。	年間参加回数	1回以上
22	自死遺族に対する相談窓口の周知	福岡県精神保健福祉センターが実施する遺族を対象にした相談窓口を市民に周知します。	健幸保健課	前年度に続き、保健センターに相談に来られた自死遺族、およびその関係者に対し、福岡県精神保健福祉センターが実施する自死遺族の相談に案内、周知し、適切な対応を図る。	指標化困難	-
23	各種健（検）診事業	特定健診やがん検診等を受診し、要精密検査になった方については、医療機関において検査を受診していただくように勧奨し、必要な場合には専門機関による支援につなげます。	健幸保健課	がん検診と特定健診・若年者健診の同時開催を年間45回、協会けんぽと共催のがん検診を5回市内各所で実施予定。 コロナ対策のため、受付時間を30分毎に設定し、待ち時間の短縮を図り受診しやすい環境づくりに努める。 40歳・50歳・60歳を対象に勧奨通知を行い、未受診者に対しては、再勧奨を行う。 子宮頸がん・乳がん検診のみを受診できるがん検診を夜間に2回実施予定。 また、精密検査未受診者に対して、受診勧奨通知の送付や訪問を行い、受診勧奨を行う。	がん検診精密受診率（胃・肺・大腸・子宮・乳・前立腺）	89%
			医療保険課	40歳～74歳の国民健康保険被保険者に対して特定健康診査を実施する。内臓脂肪の蓄積に着目し、健診によって保健指導対象者を抽出して対象者の持つリスクの数に応じた個別の保健指導を行うことで、その要因となっている生活習慣を改善し、生活習慣病の予防を行う。	特定健康診査受診率（法定報告値）	60%

自殺対策計画進捗確認シート

資料4

No.	実施内容	内容	担当課	令和3年度の実施計画	令和3年度指標名	令和3年度目標値
24	市民への広報事業	市民が地域の情報を知る上で最も身近な媒体であるホームページや広報等を活用し、自殺対策の啓発として、相談窓口や事業等の周知を行います。	健幸保健課 情報政策課	広報掲載 1回/年 ホームページ更新 1回/年 庁舎内 ポスター・パンフレット掲示	広報掲載回数・ホームページ更新回数	広報掲載1回/年 ホームページ更新1回/年
25	職員向けゲートキーパー養成事業	住民の異変に気づき、必要時には適切な専門機関へつなぐ等、飯塚市役所職員に地域のゲートキーパーとしての役割を担ってもらえるよう、職員に対して自殺対策に関する研修を実施します。	健幸保健課	新規採用職員及び一般市民を対象としたゲートキーパー養成研修会を実施	年間開催数	2回
26	消費生活センター事業	消費生活上の困難を抱える人の中には生活苦から自殺リスクにつながる可能性がある人もいるため、消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている問題を把握し、関係機関と連携し問題解決を図ります。	地域振興課	消費生活上の問題を抱える市民に、関係機関と連携した相談事業を実施する。	年間相談者数	1200
27	無料法律相談事業	福岡県弁護士会法律相談センター及び飯塚市役所本庁舎にて無料法律相談事業を実施し、法律問題で悩む市民に対して専門家への相談機会を提供します。	地域振興課	法律問題を抱える市民に相談事業を実施する。	年間相談者数	550
28	重複多受診者訪問指導	医療機関を頻回・重複受診する方に対して、訪問指導することで、日々の生活や心身の健康面での不安や問題をいち早く察知し、関係機関の支援につなぎます。	医療保険課	医療機関へ頻回又は重複受診している国保被保険者（重複・多剤投与者）に対して、適正受診の指導や健康相談等を実施する。（国保連委託事業）	訪問回数	80回
29	飯塚市高齢者等ふれあい訪問収集事業	独力でのゴミ出しが困難な高齢者および障がい者に対して、戸別訪問を行い、ごみ出し支援をすることで心身の負担軽減を図ります。	環境対策課	ごみ出し支援と安否確認を適正に行う。また、サービスの周知のため関係団体等での説明会を実施する。	収集実施世帯数	300
30	求職者支援事業	就労支援は、それ自体が重要な生きる支援になり、就労に関わる問題だけでなく、心の悩みを抱えた方々にも対応し、解決に向けての支援を行います。	商工観光課	ワンストップサービスセンターe-ZUKAにおいて、新規登録者・就職者の確保のため新たにセミナーを開催する等を行い、本市においても個別相談会の会場の提供やその活動において周知・広報を行う。	若者者の就職者数	98名
31	中小企業支援融資事業	低利の融資あっせん、中小企業に対する経営安定化に緊急助成などを行うことで、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先へとつなげます。	商工観光課	関係機関との会議を行い、制度融資の精査を行う。	相談件数	4件
32	飯塚市要保護児童連絡協議会	虐待を受ける要保護児童の児童虐待の防止、早期発見、早期対応、再発防止のため地域の保健医療・福祉、教育、警察、救急、人権擁護などの各関係機関との連携体制の強化を図ります。	子育て支援課	要保護児童がいる世帯で、自殺する可能性のある親子があるケースについて、ケース検討を行い、支援方針を決定し、自殺防止につながる支援が行えるようにする。	年間開催数	10回
33	利用者支援事業	子育て支援センターを核とした子育て支援施設や子育て 団体、関係機関とのネットワークを推進し、多様な情報発信とさまざまな主体による子育て支援の仕組みを整えることにより、自殺のリスクを抱えた保護者の早期発見とともに多面的な子育て支援を推進します。	子育て支援課	関係機関とのネットワークを推進し、相談に応じた適切な機関へ繋げることで、不安を抱えた保護者の支援を行う。	自殺防止対策としての指標化は困難	-
34	飯塚市青少年問題協議会	青少年層の抱える問題や自殺の危機等に関する情報を共有し、連携の強化を図ります。	子育て支援課	青少年の指導、育成等に関する必要な重要事項を調整審議し、関係行政機関が行う青少年育成事業についての意見を述べる。	年間開催回数	2
35	少年相談センター事業	街頭補導、電話相談窓口、広報啓発活動をとおり、青少年の非行防止、健全育成を図ると同時に、自殺対策の啓発もを行います。	子育て支援課	少年の非行を未然に防止し健全育成を図るため、少年補導・少年相談業務を通じて、適切な指導、助言を行う。	年間補導実施回数	540
36	地域子育て支援拠点事業	乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場を設置し、子育てに伴う過度な負担に起因する自殺のリスクを察知し、早期対応につなげます。	子育て支援課	保護者同士の交流・情報交換や、子育てに対する相談の場を提供することで、悩みや不安への負担軽減に寄与し、早期対応を行う。	自殺防止対策としての指標化は困難	-
37	母子・父子自立支援員設置事業	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定、児童の福祉の増進を図ります。	子育て支援課	自殺する可能性のあるひとり親世帯の親子があるケースについて、電話や窓口にて相談しやすい体制を整備し、相談者の心の声を傾聴し、助言等を行い、生きる希望を与える。	年間相談受付件数	300件
38	家庭児童相談員設置事業	家庭児童相談員を配置し、家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るための相談、指導を行います。	子育て支援課	自殺する可能性のある親子があるケースについて、電話や窓口にて相談しやすい体制を整備し、相談者の心の声を傾聴し、助言等を行い、生きる希望を与える。	年間相談受付件数	2300件
39	地域福祉ネットワーク活動推進事業	市内20地区での地域福祉ネットワーク委員会の開催を通じて、関係者同士の連携を深めることにより、高齢者の見守り活動や生きがい活動や健康づくり等を推進していくことで、地域ネットワークの基盤の充実を図り、高齢者の社会参加の強化、および孤独・孤立の予防を推進します。	高齢介護課	市内20地区の地域福祉ネットワーク委員会に対して、活動推進事業補助金を助成し、地域ネットワークの強化を図り、高齢者の社会参加の促進、及び孤独・孤立予防の推進に努める。	委員会開催数	120
40	ひとり暮らし高齢者等見守り活動に関する協定	孤独死防止及び早期発見に向けた取り組みとして、各新聞販売店や九電、郵便局、保険会社等の民間事業者と協定を結び、見守り活動の強化を図ります。	高齢介護課	孤独死防止及び早期発見に向けた取り組みとして、各種民間事業者と協定を結び、見守り活動の強化を図る。	協定団体数	40
41	認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業	徘徊の恐れのある認知症高齢者等が行方不明になった際に、地域やあらかじめ登録した事業所等の協力を得ることで、早期発見・保護につながるような支援体制の充実を図ります。	高齢介護課	協力団体と連携により、徘徊時の早期発見に向けた取り組みとして、徘徊された方の家族等の負担を軽減するためにも、継続した支援を行っていく。	協力団体数	90
42	認知症カフェ	認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に集まれる場を開設することにより、心の気分転換や情報交換のできる機会を提供します。	高齢介護課	認知症の方やその家族が、一人で悩まずに周りと情報交換や心の気分転換ができるように、カフェの数を更に増やし、気軽に通える場づくりに取り組んでいく。	カフェ設置数	20
43	認知症サポーター養成講座	認知症の方やその家族の方が安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を暖かく見守る応援者としての役割を担う認知症サポーターを養成します。	高齢介護課	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、ひとりひとりが認知症について正しい知識を持ち、認知症の人の家族にかかる負担を理解し、地域全体で認知症の人や家族をサポートできるように、受講者数の増加に努める。	受講者数	1,000
44	介護予防教室	高齢者が要介護状態になる事を予防するため、運動機能向上・口腔機能向上・栄養改善・認知症予防のための教室を開催し、介護予防の普及・啓発を図ります。また、教室が高齢者の生きがいづくりの場となることで、自殺リスク要因のひとつとなるうつ症状の早期発見、早期支援へつなげます。	高齢介護課	高齢者筋力アップ教室、足元気運動教室、ボールエクササイズ教室、リズムエクササイズ教室、脳元気教室、音楽サロンを市内会場にて開催。なお、令和2年度についてはケア・トランポリン教室を2会場で開催。	教室実施会場数	28

自殺対策計画進捗確認シート

資料4

No.	実施内容	内容	担当課	令和3年度の実施計画	令和3年度指標名	令和3年度目標値
45	フレイル予防事業	地域で生活する高齢者自ら介護予防に取り組むための動機づけとしたフレイルチェックを含めた予防教室の実施、フレイル（高齢者の虚弱）予防を普及啓発する市民向け講演会、事業を支援する市民によるフレイル予防サポーター養成の開催を計画し、高齢者のフレイル予防を支援し、高齢者の社会参加を促すことで、自殺リスク要因のひとつとなるうつ症状の軽減を図ります。	高齢介護課	日常生活圏域（又は地域包括支援センター圏域）でのフレイル予防教室を開催。 ※フレイル予防事業については、令和2年度より健幸・スポーツ課へ事業移管。	フレイル予防教室実施会場数	13
46	地域包括支援センター運営事業	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を続けていくことができるよう、地域包括ケアシステムの充実・強化に向け、その一翼を担う機関として市内11カ所に地域包括支援センターを設置し、医療や介護の悩みなど、日常生活における様々な相談対応や支援に努めます。	高齢介護課	H31年4月より市内全地域が委託包括となり直営包括が廃止されたことに伴い、連絡会議等を通じ事務の統一を図る等、より連携を深め、総合相談支援業務、権利擁護業務、介護予防支援業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務を提供し、高齢者への支援体制の充実、強化を図る。	相談に対応した件数の割合	100
47	認知症高齢者等位置検索システム事業	認知症による徘徊行動がある高齢者又は若年性認知症の方の介護者にGPSによる徘徊検索システム機の購入又はレンタル費用の助成を行うことにより、高齢者本人の事故防止や親族等の精神的負担軽減を図ります。	高齢介護課	市内11カ所の地域包括支援センターと連携し、認知症による徘徊がある方の家族へサービスの周知を行い、徘徊検索システム機の購入・レンタル費用の助成を行うことにより、高齢者本人の事故防止や親族等の精神的負担軽減を図る。	新規利用者数	2
48	権利擁護事業	虐待を受けたり、悪質商法の被害にあうなどの困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活ができるよう、関係機関と連携して高齢者の権利擁護に努めます。	高齢介護課	市内11ヶ所の地域包括支援センターや各関係機関との連携のうえ、高齢者の権利擁護のため、見守りの強化・支援を継続して行う。	虐待相談等件数	8
49	緊急通報システム事業	発作性の心疾患等により、健康上特に注意を要する単身高齢者が緊急事態を知らせるための緊急通報装置の貸与又は購入費の助成を行うことにより、高齢者本人の事故防止や親族等の精神的負担軽減を図ります。	高齢介護課	健康上特に注意を要する単身高齢者が緊急事態を知らせたり、健康相談を行うための緊急通報装置の貸与又は購入の助成を行うことにより、高齢者本人のや親族等の精神的負担軽減を図る。	相談件数	162
50	老人クラブ事業費補助金交付事業	老人クラブ（おおむね60歳以上の住民が仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり等を目的とする団体）への活動を支援することにより、地域の高齢者の活発な活動を促します。	高齢介護課	市老人クラブ連合会及び市老人クラブ各支部（5つ）へ補助金を交付する。	補助金額	9,594
51	配食サービス事業	主に栄養改善の必要がある単身又は高齢者のみの世帯に対し、夕食の配達を行うとともに利用者の安否確認に努めます。	高齢介護課	主に栄養改善の必要がある高齢者世帯に対し、栄養改善等を図り、併せて見守りを行う。	配食数	90,072
52	福祉電話設置事業	単身又は高齢者のみの世帯で、通信手段の確保が困難な住民税非課税世帯に、電話加入権を貸与し、緊急連絡手段、コミュニケーションの確保を図ります。	高齢介護課	高齢者のみの通信手段の確保が困難な住民税非課税世帯の者に対し、電話加入権の貸与を実施する。	利用者数／電話加入権の貸与を決定した者の人数	1
53	障がい者地域自立支援ネットワーク事業	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関する機関とネットワークを構築し、自殺対策の基盤の強化を図ります。	社会・障がい者福祉課	地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図る。	主催会議開催数	57回
54	アルコール関連団体の支援	関係機関に対し、アルコール依存症について、知識の普及、啓発を図りつつ、飲酒行動上の問題を抱える市民の情報をキャッチし、関係機関同士で連携し支援していきます。	社会・障がい者福祉課	引き続き、公共施設の利用料減免を行い、間接的に活動を支援する。	申請件数	14回
55	サン・アビリティーズいづか運営事業	心身障がい者に対して、研修、相談、教養、スポーツ・レクリエーション、機能回復訓練や障がい者相互の交流や地域、ボランティアとのふれあいの場を提供することにより、障がい者の自立や社会参加を促進します。	社会・障がい者福祉課	引き続き、電話相談を継続しつつ、新型コロナウイルスの終息を見据えた定期的な相談窓口を開設する。	相談件数	600件
56	障がい者基幹相談支援センター事業	障がいのある方、そのご家族における生活の悩みごと、仕事のこと、子どもの発達や障がい者虐待のことなどの相談を受け付け、関係機関と連携しながら、解決を目指します。	社会・障がい者福祉課	障がい者基幹相談支援センターの運営を委託し、専門的職員を以って障がい福祉に関する相談支援体制を強化する。	相談者数	1,316人
57	民生・児童委員活動	同じ住民という立場から、困難を抱えている人に気づき、最初の窓口として機能し、適切な支援機関につなげます。	社会・障がい者福祉課	民生委員・児童委員による日常的な見守り・相談業務を行い、関係機関との連携を図る。	相談件数	8,000件
58	生活困窮者自立相談支援事業	生活の困り事や不安について、支援員が相談を受け、どのような支援が必要かを相談者と一緒を考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。	生活支援課	新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金に悩みを抱える相談者が増えることが予想されることから、関係機関との連携を一層強化し、相談者の状況に応じた支援策へとつなげる。	生活自立支援相談室における新規相談受付件数	522
59	生活保護事業	相談者や家族の状況を把握し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障します。また、生活保護申請者で保護開始決定までの食糧に窮している方に対し、民間団体等の事業を活用した、一時的な食糧提供等の支援を行います。	生活支援課	生活保護法に基づき、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立の助長支援を行う。新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金に悩みを抱える相談者が増えることが予想されることから、生活自立支援相談室との連携強化を図るとともに、生活保護の申請受付、要否判定により保護費の支給を行い、ケースワーカー等から個々の状況に応じた適切な支援を行う。	生活保護相談件数	-
60	住居確保給付金事業	経済的に困窮し、住宅を喪失した方又は住宅を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。	生活支援課	市の関係各課、社会福祉協議会、ハローワーク等の関係機関と連携し、制度の周知を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による失業や休業により相談者、申請者の増加が見込まれることから、相談体制の強化を図る必要がある。	住居確保給付金申請件数	-
61	生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業	世帯の家庭環境や本人の複合的な課題を把握し学習支援及び生活指導を行いながら生活習慣の改善を図り、居場所づくりを行うことで貧困の連鎖防止につなげます。	生活支援課	生活保護受給世帯を含む生活困窮者世帯の子どもに対し、毎週土曜日に市内2カ所の会場において、学習支援、生活指導並びに食育等の支援を実施する。ケースワーカーから参加対象の子どもがいる世帯への案内を行うとともに、学校との連携強化を図り、市が発送する対象世帯あての郵便物にチラシを同封するなど、困窮世帯への事業の周知を強化する。	延参加者数	1,280（20名×32回×2会場）
62	教職員向け研修	問題行動の未然防止を含めた児童・生徒の健全育成のために、研修体制を充実し、研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援についての理解を深めます。	学校教育課	これまでの生徒指導担当者研修の中に、近年問題となっているヤングケアラーについて、教師自身が理解を深めるための研修を組み込み、支援の必要な児童生徒の実態の把握を行えるようにする。	研修回数	2回
63	学童保育事業	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に学童保育所で保育し、悩みを抱えた子どもや保護者を早期発見し、必要に応じて支援機関につなげます。また、支援員に対して、自殺予防につながる研修会を年に一回、開催します。	学校教育課	引き続き、支援機関や学校と連携を保ちながら、相談体制を確立するとともに、支援員を対象とし、子どもの人権を守り自殺予防につながる研修会を年1回継続して開催する。	研修実施回数	1回

自殺対策計画進捗確認シート

資料4

No.	実施内容	内容	担当課	令和3年度の実施計画	令和3年度指標名	令和3年度目標値
64	教育相談	子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育相談員が対面で受け付け、問題解決を図ります。また、仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談も行います。	学校教育課	相談者に寄り添った教育相談を心がける。係間での情報共有を密に行い、支援方法や対応の一貫性を図る。	相談件数	昨年度より増加
65	スクールカウンセラー等配置事業	社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、さまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。	学校教育課	関係機関間で日常的にコミュニケーションを図ることで、迅速な対応、相談しやすい体制を構築していく。	SC,SSW等の相談件数	1000件
66	スクールサポーター派遣事業	不登校の児童・生徒に対し、元校長や教員経験者、臨床心理士等が連携し、一日も早い学校への復帰を目指して、一人ひとりの状況に応じた学習やグループ活動を実施します。児童生徒が自らの生活を立て直し、自主・自立の力を発揮できるよう支援します。	学校教育課	SC、SSW、スクールサポーターの役割を明確に示し、学校の実態に即した派遣申請がしやすい体制を整える。各学校への周知を徹底する。	サポーターの要請校数	29校
67	不登校児童生徒支援事業	不登校児童生徒(公立学校に通う小中学生)を対象にした適応指導教室を設置、不登校児童生徒の集団再適応、自立を援助する学習・生活指導等の実施、不登校児童生徒の保護者に対する相談活動の実施を行い、不登校の早期解消を図ります。	学校教育課	各学校と連携を図り、不登校生・保護者に適応指導教室についての情報を提供し、学習の場を提供できるようにするとともに、利用している児童生徒には学校復帰に向けた、支援を家庭、学校と連携し行う。—	利用者数と学校復帰者数の増加	復帰率25%
68	飯塚市子ども会指導者連絡協議会事業	飯塚市内の子ども会活動を通じて、子どもの居場所をつくり、問題の早期発見・早期対応を図ることを目的とし、その実現に不可欠な飯塚市内の子ども会活動に関わる指導者、育成者相互の連絡協調と研修、親睦等も行います。	生涯学習課	月1回の定例会及び定例の事業(文化、育成)を開催する。(5～6月の定例会及び子どもまつり、体育事業については新型コロナウイルス感染拡大により中止が決定している。)	年間開催数	12回
69	PTAに対する教育講演会の実施	教育講演会で自殺問題について講演することにより、保護者の間で、子どもの自殺の危機に対する気づきの力を高めます。	生涯学習課	1月に家庭教育講演会を実施予定	年間開催数	1回
70	放課後子ども教室推進事業	学校の放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、各学校・地域との連携を深めながら積極的な学習意欲を支援する一方、高齢者や異学年など異なる年齢層者との交流をもつことにより、優しさや積極性・協調性などを身につけ、社会生活の中で必要となる「生きる力」と「心豊かな成長」を支援するために本事業を行います。また、次世代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことが出来るような一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室と連携した、総合的学習の場となることを目的として開設します。	生涯学習課	児童の学習に対する意欲の向上や基本的な生活習慣の習得等を図るために様々な体験・交流・学習プログラムを提供する。	教室年間開催回数	1380回
71	学習支援ボランティア事業	学校の要請に応じて地域住民等のボランティアを派遣し、学校教育活動を支援します。	生涯学習課	社会教育及び学校教育等の学習活動、体験活動の支援と充実を図ることを目的として、小学校等の各団体の申請に応じてボランティア登録者を派遣する。	年間派遣数	2590人
72	図書館における情報提供	自殺対策強化月間(3月)または自殺予防週間(9月)時に自殺や自殺予防について等の図書を展示します。	生涯学習課 市立図書館	引き続き様々なイベント等を含めた事業を展開する。新型コロナウイルス感染拡大防止のためにより必要な安全対策を講じたうえで事業を実施する。	年間事業数 字	31種類以上